**令和６年（フ）第５０号**
栃木県栃木市藤岡町都賀2478番地１
破産者　櫻井　強志
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**令和８年（フ）第１２３号**
群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1370番地８　シティハイツかすみ草102号
破産者　栗本　利充
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（フ）第６６１号**
神奈川県鎌倉市大船４－21－37－201、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市赤松町４番31－302号　セピア湘南
破産者　掛札　直樹
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１０６０号**
横浜市神奈川区子安通３丁目395番地１　グーディッシュ新子安503号
破産者　縣　　和雄
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１３４１号**
横浜市保土ケ谷区西久保町14番地　デイパーク横濱天王町420号
破産者　松井　悌二
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１４７３号**
横浜市戸塚区深谷町1417番地　レジェ戸塚深谷１－404号
破産者　島村　明勇
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１５７７号**
神奈川県藤沢市大庭5683番地の２　駒寄15－105
破産者　斉藤　妙子
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１５８９号**
横浜市栄区公田町740番地　14棟405号
破産者　八木　康光
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１５９０号**
横浜市栄区公田町740番地　14棟405号
破産者　八木　瑠美
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１６３４号**
横浜市神奈川区桐畑３番地４　ベイコート山室503号
破産者　三上　武偉
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第４１７号**
神奈川県秦野市本町３丁目２番19号　斉藤アパート　204号
破産者　中村　文明
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和８年（フ）第２２１号**
新潟市中央区文京町10番５号　マンション稔１Ｆ、前住所新潟市中央区西堀通３番町799番地　マンション西堀カメリア703
破産者　板場　和幸
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第３０６号**
新潟市西区寺尾上２丁目２番25号
破産者　浦川　絢加
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第５４号**
長野県松本市宮渕１丁目１番21号　コーポひまわり203
破産者　福島　好昭
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**令和８年（フ）第８号**
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4418番地　山田ハイツＡ－１、破産申立時の住所長野県伊那市東春近10595－３　サン・トラント106
破産者　山田　百華
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

**令和８年（フ）第６３号**
岐阜県土岐市泉岩畑町１丁目13番地の１　サンハイツとき　706号
破産者　南　　龍輝
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

**令和８年（フ）第２９１号**
静岡県浜松市中央区青屋町746番地クリスタルフォレスト401
破産者　髙宮　彰太
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和８年（フ）第２４４号**
京都市伏見区醍醐烏橋町25番地２　ＨＩＬＬＴＯＰ　201
破産者　大西　敏之
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**令和８年（フ）第５７９号**
京都市右京区梅津南上田町20　エスカーサ京都四条梅津203号室、開始決定時の住所京都市伏見区久我御旅町５番地232
破産者　吉田　麻紀
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係